

改正後のマレーシア特許制度の留意点

2013年09月09日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

マレーシアにおいては、1983年に特許法（Patent Act 291）が制定され、1986年に改正法が施行されました。その後、1995年、2001年、2003年、及び2006年にそれぞれ改正されました。なお、2006年の改正法によれば、2006年8月16日以降のPCT出願に関し、マレーシアへの国内段階移行が可能となりました。

2011年に更に特許法が改正され、この改正法（"Malaysia Patents (Amendment) Regulations 2011"）には、(i) **審査の早期化**（優先日／出願日から20カ月以内に査定（Regulation 27E参照））、(ii) 実体審査請求期間の変更、(iii) Office Actionに対する応答期間の変更、及び(iv) e-filingの採用等が含まれています。

【全8頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政（大阪本部在籍）
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆（大阪本部在籍）
TEL : 06 - 6351 - 4384（代表）
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.